

善監委告示第6号

平成25年11月1日付け善監委第38号で提出した平成25年度定期監査（前期分）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成25年12月5日

善通寺市監査委員 藤岡 博文

善通寺市監査委員 林野 忠弘

監査指摘事項の取組について

【各課共通指摘事項】

学力強化事業や部活動等の指導員等の方々に対する報酬の意味で、賃金の科目で執行している事業が見受けられる。その仕事内容によって、労働の対価でないとと思われるものは、賃金の科目以外の謝礼等の経費で執行することを検討されたい。

【検討結果】

賃金の科目で執行している事業のうち、労働の対価でないとと思われるものは、報償費や謝礼など賃金以外の項目で執行するように改める。

監査指摘事項の取組について

【環境課指摘事項】

衛生手数料の主なものは、指定売捌き人への指定ごみ袋及び清掃券の売渡しによるものである。

現在、手数料の収納方法は、善通寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、指定売捌き人から指定袋等と引き換えに現金にて収納しているものである。しかしながら、一部の指定売り捌き人においては、現金以外の支払い方法を要望しているところがある。

そこで、職員の現金扱いが無くなり効率も良く、問題等も生じにくい等のメリットもあることから、他の方法についても検討されたい。

【検討結果】

現金との引換え以外の手数料収納方法としては、納付書による納入が考えられるが、先払いとしなければ滞納発生リスクも想定される。収納方法の変更については、現品の引渡し時期をいつにするかの問題もあり、今後検討したい。

監査指摘事項の取組について

【教育総務課指摘事項】

① スタディーアフタースクール条例の対象児童の規定のところで「小学校に在籍する1年生から3年生まで」の記載があるものの、実際には4年生以上も学童保育を行っている。一方、平成13年度厚生労働省育成環境課長の通知により、4年生以上の受け入れ緩和規定があることから、当該規定の変更を検討されたい。

② スタディーアフタースクールの指導者等に対して、平成25年度の雇用通知書が交付されていない。労働契約としての通知書を交付されるよう検討されたい。

【検討結果】

① スタディーアフタースクールの対象児童は、幼稚園児と小学校1年生から3年生までの児童を原則とするが、家庭の事情等により小学校4年生以上の児童が利用しているケースがあるので、条例に例外規定を設けるなどして対応することを検討する。

② 雇用通知書を交付するように検討する。

監査指摘事項の取組について

【小学校・幼稚園指摘事項】

保護者からの負担金の一つに日本スポーツ振興センターの災害共済がある。現在、一部の小学校及び幼稚園においては現金による集金がなされている。負担金の徴収の簡素化、現金扱いによるトラブル防止の観点からも、口座振替による方法に統一されるよう検討されたい。

【検討結果】

口座振替で行っている学校や園の例を参考にするなどして、全校及び全園において口座振替による徴収となるように指導したい。

監査指摘事項の取組について

【公民館指摘事項】

① 地区の各種団体が、地域提案型事業で受けた備品を、公民館に置いて使用しているが、この備品の一部に所有を表すラベル等の表示が見られない。

そこで、公民館としては関係団体に対してラベル等を表示するよう指導されたい。

② 保健課が所管している健康生きがい中核事業において、7公民館に設置した健康器具は、市民が楽しく活用しているところである。また、東部公民館及び南部公民館にはトレーニング室が新たに設けられ、スポーツ器具共々に利用されている。

ところが、管理人は一人で館の管理業務等に従事しているため、トレーニング室利用者への利用状況の確認等まで手が回らず、その対応に苦慮している状態である。

そこで、これらの健康器具の有効な活用を勧める意味も含めて、再度、公民館と保健課の役割分担等について検討することが肝要と考えられるので協議されたい。

【検討結果】

① 各地区館に台帳を整備するよう指示し、市の備品や地域から寄付を受けた機器類の詳細に関する調査を始めたところである。調査結果を確認後、各館共通した形式の台帳を整理し、機器にもシール等を貼り管理する方針である。

② 現在の管理人の体制では、トレーニングルーム利用者への説明や利用者の監視まで手が回らない状況である。トレーニングルームの運用に関しては今後保健課と協議する方針である。

監査指摘事項の取組について

【市民会館指摘事項】

① 1階の娯楽室では、多くの高齢者の方が囲碁、将棋を楽しみ、生き生きとした時間を過ごされているが、老人福祉センターとして設置されているため、条例上、使用者が高齢者等に限定されている。

さらに、利用者増を図るためには、老人福祉センターとしての用途を見直し、市民すべての人が有効活用されるよう考慮されたい。

② ハローワーク（地域職業相談室）が第4会議室に設けられ、市民が活用しているところである。ところが、現在、使用に伴う関係書類が確認できないので対応されたい。

③ 市民会館等の使用料において、現在、つり銭を職員が立替払いをしていることが見受けられた。そこで、現金扱いの煩雑さを軽減し、トラブルを避けるために、市会計規則第52条の4（つり銭用資金）を導入する等の検討をされたい。

【検討結果】

① 現在、高齢者課において老人福祉センターの用途廃止に向け作業中である。これに合わせ、娯楽室が高齢者のみでなく広く市民に利用できる場所となるよう利用目的等を検討したい。

② ハローワーク（地域職業相談室）は、市民の利便性の向上に寄与しているところである。今後とも現在の場所において市民に利用していただくために、善通寺市民会館条例施行規則第6条第1項第2号の規定に基づく使用料の減免措置を行う。

③ 25年10月17日より実施。